

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月10日
【会社名】	関西電力株式会社
【英訳名】	The Kansai Electric Power Company, Incorporated
【代表者の役職氏名】	取締役社長 八木 誠
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島3丁目6番16号
【電話番号】	06(6441)8821(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 小槻 百典
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町2丁目2番2号 関西電力株式会社 東京支社
【電話番号】	03(3591)9261(代表)
【事務連絡者氏名】	東京支社長 片岡 正憲
【縦覧に供する場所】	関西電力株式会社 京都支店 (京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町579番地) 関西電力株式会社 神戸支店 (神戸市中央区加納町6丁目2番1号) 関西電力株式会社 奈良支店 (奈良市大森町48番地) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、平成23年8月10日に「原子力損害賠償支援機構法」が公布・施行されたため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものである。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成23年8月10日

(2) 当該事象の内容

原子力事業者による相互扶助の考え方に基づき、将来にわたって原子力損害賠償の支払等に対応できる支援組織（「原子力損害賠償支援機構」）を中心とした仕組みを構築することを目的として、「原子力損害賠償支援機構法」が公布・施行された。

この「原子力損害賠償支援機構法」第38条により、当社は、原子力事業者として機構の業務に要する費用に充てるため、負担金を納付することを義務付けられた。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象による影響額については、負担金の額が未定であるため、現時点で業績に与える影響を見積もることは困難である。

以 上